

## 光サービス お申込確認及び重要事項(集合)

これらをすべて承諾のうえ各サービスをお申込ください ※電気通信事業法 第 26 条 提供条件の説明に基づき、施行規則 第 22 条の 2 の 3 第 1 項 基本説明事項を記載しております。※表示価格はすべて税込みです。

この度は、当社サービスをお申込いただき誠にありがとうございます。本書面は、電気通信事業法に基づく確認書面です。お申込いただく内容及びご説明内容、営業担当について改めてご確認をお願いいたします。また、各サービスの重要事項を記載しておりますので、必ずお読みください。内容にご不明な点がありましたら、お気軽にお問合せください。

### ○お申込・ご契約

- 住居の場所や構造、管理者の意向によっては工事ができず、お申込をお断りする場合があります。
- 賃貸借のお住まいへの工事は、お客様ご自身でその管理者へ承諾をお取りいただけます。当社は加入契約に基づきその工事を請け負いますが、賃貸借終了時などにお住まいの修繕費用が必要になった場合は、すべてお客様のご負担となります。
- 未成年者様のお申込には、親権者（法定代理人）の方の同意が必要となります。「加入同意書」を合わせてご提出ください。
- 70歳以上の方のお申込には、再度、契約の意思を確認させていただく場合があります。「加入同意書」を合わせてご提出ください。
- サービスの詳細・各種料金プランは総合パンフレット・重要事項・契約約款・規約等をご確認ください。（施行規則 第 22 条の 2 の 3 第 1 項 第 6 号）
- サービス内容・料金等は変更させていただく場合があります。
- 各種キャンペーンを適用してお申込いただく場合、割引特典、キャッシュバック適用条件や最低利用期間、違約金等の条件、詳細については各種キャンペーン申込書に記載の内容をご確認ください。（施行規則 第 22 条の 2 の 3 第 1 項 第 6 号・8 号・10 号）
- 個人情報の取扱いについては、当社ホームページまたは店頭に掲示のプライバシーポリシーにてご確認ください。
- 契約内容の変更または解約について所定の用紙によるお申込が必要となる場合があります。当社までお問合せください。（施行規則 第 22 条の 2 の 3 第 1 項 第 9 号）
- 優先連絡先がつかない場合には、それ以外の番号へご連絡させて頂くことがあります。

### ○初期契約解除制度(第 22 条の 2 の 3 第 11 号)

- 光テレビサービス、光ネットサービスは初期契約解除制度の対象です。(光デンプは対象外です。)申込書を提出いただき、当社との契約が成立した後、当社より「ご契約の内容」を記載した書類(初期契約解除制度の内容を含む)をご送付いたします。書類がお手元に届いた日から 8 日を経過するまでの間に、書面により初期契約解除制度を利用した契約解除を行うことができます。
- 初期契約解除制度を利用される場合、工事後については工事費及び利用された日数分の利用料がかかります。(工事費キャンペーン割引は適用外となります。)
- 初期契約解除制度を利用して契約を解除する場合、違約金はかかりません。
- 初期契約解除制度対象外サービスの契約解除について

は、当社までお問合せください。(お客様相談窓口 電話:0120-493-530)

### ○工事

- 工事は当社指定工事業者にて施工します。
- 貸与物（ケーブルテレビ用チューナー（STB）、ケーブルプラス STB-2、D-ONU(光通信端末)、HGW/WMTA(電話用端末)、無線ルーター、ケーブルプラス STB-2 用外付けハードディスク等)は当社で選定します。
- 解約時には貸与物の返却が必要です。当社に返却がない場合は、機器損害金を申し受けます。
- 工事時間は工事内容により異なります。宅内工事が必要となりますのでお立ち会いをお願いいたします。
- 工事内容によっては、家具・調度品の移動が必要になる場合があります。
- ブースター等の既存機器の設置場所によっては取り外しのために屋根裏、ユニットバス、お部屋などへ立ち入らせていただく場合があります。
- お申込内容やキャンペーン内容によって工事費が異なります。総合パンフレットの工事料金表、各種キャンペーン申込書に記載の内容をご覧ください。（施行規則 第 22 条の 2 の 3 第 1 項 第 7 号）
- 標準工事以外の特別な工事（分波器追加、隠蔽配線、配線追加等）には、別途追加工事費が必要です。
- 標準工事費、サービス提供に必要な追加工事費は、原則工事完了翌月の引落日に全サービス分を一括請求させていただきます。
- 既設アンテナを撤去した場合、お客様にて、不燃物として廃棄をお願いいたします。
- 所定の工事が終わり次第、サービスの提供を開始します。(電話番号ポータビリティの場合は、ポータビリティ完了後。)

### ○お支払

- 各サービス約款の記載にしたがい請求を開始し、支払方法は口座振替もしくはクレジットカード支払を原則とします。
- セット割は、同一の引込線でご利用中の場合、適用となります。(ただし、光デンプ 2 回線目以降は対象外。)
- セット割金額は総合パンフレット、契約約款をご確認ください。(施行規則 第 22 条の 2 の 3 第 1 項 8 号・10 号)
- 光け～ぶる～むに対応した集合住宅の場合は、そのタイプにより光け～ぶる～む割引が適用されます。詳細は総合パンフレット・契約約款をご確認ください。(施行規則 第 22 条の 2 の 3 第 1 項 8 号・10 号)
- 口座振替の場合、引落日は毎月 27 日(金融機関が休日の場合翌営業日)です。請求書の発行をご希望の場合は、発行手数料として 1 通あたり 110 円がかかります。領収書は発行いたしません。
- クレジットカード支払の場合、引落日は各クレジット会社指定日です。請求書・領収書は発行いたしません。
- 各利用料等のお支払がない場合はすべてのサービスを停止します。再開にはその債務全額の完済が必要です。完済されない場合は加入契約を解除した上で引込線を撤去いたします。再加入には、その債務全額の完済が必要です。

### ○光ネット

- 表示速度はベストエフォート方式です。速度は技術的な最高速度であり、保証されるものではなく、利用状況

や環境等で異なり、表示速度より低い速度しか出ない場合があります。(施行規則 第 22 条の 2 の 3 第 1 項第 5 号ハ)

●一定時間内に当社所定の基準を超える通信量が断続的に発生した場合、通信量や速度を制限する場合があります。(施行規則 第 22 条の 2 の 3 第 1 項第 5 号ト)

●ご利用開始には、お客様でパソコン等の接続機器の設定が必要です。

●メッシュ Wi-Fi、無線ルーターは、住宅の構造や宅内状況によって電波が届かない場所があります。

●光ウルトラ 10G コースは専用機器を取り付けます。

●2 年定期契約コースは、2 年間同一の「光ハイパー1G」コース契約を継続して利用することが条件となります。

解約のお申出がない場合は、自動更新となります。

●2 年定期契約コースの当該期間内でのサービス解約(建替えや転居で継続利用しないなど)、2 年定期契約のない料金コースへの変更などの場合、解約金 4,950 円がかかります。ただし、契約満了月の当月・翌月・翌々月はかかりません。

●2 年定期契約コースの当該期間内は、光ネットの一時休止はできません。

●2 年定期契約コースの当該期間内でドコモ光タイプ C に転用された場合、光ネットは解約となり 2 年定期契約は自動解約されます。なお、解約にともなう解約金はかかりません。

●メールアドレスを変更・廃止される場合には、変更手数料 1,100 円が必要です。

●ウイルス感染等によるパソコン等への損害は補償いたしかねます。

●インターネットのご利用により、下記に例示するような有害情報に接する可能性がありますのでフィルタリングサービスを利用されない場合や利用を中止される場合は十分にご留意ください。(施行規則第 22 条の 2 の 3 第 1 項 5 号へ)

(1) 出会い系、アダルト系、暴力的な表現のあるサイトやアプリ等への利用により、犯罪等の事件に巻き込まれるケースがあります。

(2) SNS 等のサイト上でのやりとりにより、個人情報の流出による肖像権の侵害等の被害が生じる可能性があります。

(3) ブログ、掲示板等のサイト・アプリへの個人を特定する無責任な書き込みが誹謗中傷・名誉毀損へと繋がりが、加害者となってしまう可能性があります。

(4) 興味本位での犯行予告・いたずらの書き込み等により、威力業務妨害・脅迫等の罪に問われる可能性があります。

●工事当日、インターネット接続設定の希望を申し出た場合、設定が別日となる場合があります。

## ○光テレビ

●複数コース利用の場合、1 台目は最も月額基本料金の高いコースの料金を適用します。

●NHK 受信料は、月額基本料金に含まれません。

●NHK「団体一括支払」には、衛星受信料が含まれていません。

●録画機能付 STB(4K プラス STB、ケーブルプラス STB-2) に内蔵・接続した外付けハードディスクに録画された番組は、初期登録した録画機能付 STB 以外では再生できません。録画機能付 STB を故障・機器交換した場合、または、データ保存中のハードディスクを接続した場合、フォーマット(初期化)されハードディスク内の全録画番組が消去されます。番組の復旧や移動などの補償はできません。お客様にて適宜、他の媒体にバックアップし

ていただくようお願いいたします。

●放送受信点や送信点が著しい悪天候の場合、サービスに障害が発生する場合があります。

## ○4K スマート

●KDDI 株式会社が提供する、au ID が 1 ID 払い出されます。ご利用にあたり、「au ID 利用規約」に同意いただきます。

●4K スマートには、milplus の契約が含まれます。

●トレンドマイクロ社が提供する「ウイルスバスター for au」の不正アプリ対策機能(ファイルアンチウイルス)を無償でご利用いただけます。ご利用にあたり、「ウイルスバスター for au」の使用許諾に同意いただきます。お客様自身で「ウイルスバスター for au」のアプリを削除した場合は、不正アプリ対策機能(ファイルアンチウイルス)はご利用いただけませんのでご注意ください。再度ご利用いただく場合は、アプリをダウンロードの上、起動いただく必要があります。

●au マーケット以外で購入・ダウンロードしたアプリケーションについては、映像視聴やインターネット利用に影響を及ぼす等の挙動をする恐れがあります。お客様の責任においてご利用ください。

●お客様サポートを目的に、ケーブルプラス STB-2 でのアプリケーション利用履歴情報を管理いたします。

●契約者の視聴状況やケーブルプラス STB-2 の利用状況並びに操作に関する記録について、個人が識別できない状況で、集計・分析を行わせていただきます。

●ケーブルプラス STB-2 上で利用されたアプリケーションに関するお問合せ等の対応のために、本サービス利用にあたり払い出された au ID 設定したケーブルプラス STB-2 の機器情報を、KDDI 株式会社および JCOM 株式会社に開示いたします。

●解約された場合、本サービスに付随する各サービスは自動的に解約されます。ただし、au ID は自動的に解約されません。不要な場合は au ID のホームページ

(<https://id.auone.jp/>) より解約手続きを行ってください。

●みるプラス見放題パックプライムのご利用には、4K スマートプラスへのご加入が必要です。

●4K スマートプラスには 6 か月間の最低利用期間があります。

## ○光デンワ(ケーブルプラス電話)

●お申込時は運転免許証など、本人確認書類の提示が必要です。

●お申込にあたり「ケーブルプラス電話」に関する重要説明事項及び利用規約をご確認ください。(施行規則 第 22 条の 2 の 3 第 1 項第 6 号)

●NTT 加入電話、INS ネット 64 から番号継続の場合は、休止工事費 3,300 円が別途 NTT 西日本よりお客様に請求されます。(施行規則 第 22 条の 2 の 3 第 1 項第 6 号)

●番号ポータビリティされた場合、基本料金は日割請求となり、前利用サービスと重複して請求されることはございません。

●緊急通報(警察:110、海上保安:118、消防:119)を含め、停電時は発信・着信ともにご利用いただけません。(施行規則 第 22 条の 2 の 3 第 1 項 第 5 号ホ・ト)

●定額あんしんパックは、個人のお客様を対象としており、法人のお客様はご利用できません。

●既にケーブルプラス電話をご利用のお客様が定額あんしんパックにご加入する場合、登録手数料として 3,300

円がかかります。

●定額あんしんパックをケーブルプラス電話と同時に申し込まれた場合は、開通と同時に利用開始となり、日割り料金が適用されます。既にケーブルプラス電話をご利用のお客様が申し込まれた場合は、申し込み受領月の翌月からの適用となります。(電話オプションのみ、申込手続き完了次第ご利用いただけます。)

●ケーブルプラス電話を解約した場合、定額あんしんパックは自動的に解約となり、解約日までの日割り料金が適用となります。定額あんしんパックのみ解約(ケーブルプラス電話継続)の場合は、日割りせず解約月全額のご請求となります。同じ月にご利用開始と解約を行った場合は全額のご請求となります。

## ○ミタスト安心サポート

●訪問サポートには12か月間の最低利用期間があります。

●遠隔サポートは、当社インターネットサービスを一時休止・解約した場合、自動的に一時休止・解約となります。

●訪問サポートは、当社の「インターネットまたはテレビ、電話」サービスをすべて一時休止・解約した場合、自動的に一時休止・解約となります。

●訪問サポートは月1回1時間です。規定の訪問回数および訪問時間を超過する場合は、別途費用が必要です。

●機器・端末により対応できない場合があります。

●作業内容によっては、別途費用が必要です。

●作業によりお客様に生じた損害は、補償いたしかねます。

●サポート内容は約款のサポート項目をご確認ください。

## ○動画配信サービス

●当社光サービス(光テレビ、光ネット、光デンワ)またはケーブルスマホサービスのいずれかにご加入中、または同時にお申し込みいただいた方が対象です。※提供エリアは富山市(婦中・山田地域を除く)、舟橋村です。

●本サービスを利用するためには、当社が提供するケーブルIDおよびパスワードが必要となります。

●1世帯1ケーブルIDの発行となります。

●本サービスの月額利用料は、ケーブルテレビ富山が提供するサービス利用料等と合わせてのご請求となります。

●お支払いは原則インターネットサービスご利用料金のお支払い先と同一となります。インターネットサービスのご契約が無い場合は、テレビサービス等ご利用料金のお支払い先と同一となります。

## ○一時中断・再開

●契約期間中に1回限り、1年を限度に月単位で一時中断の取扱いをいたします。(光デンワを除く。)

●一時中断期間終了後は自動再開となります。一時中断期間途中で再開をご希望される場合は、当社までご連絡ください。

## ○故障・メンテナンス

●メンテナンス作業により、サービスを停止する場合があります。

●各機器の機能復帰やバージョンアップのため、お客様に簡単な作業をお願いする場合があります。

●やむを得ずサービスが停止した場合、逸失利益の補償はできません。

●貸与物が自然故障した場合は無償で修理・交換いたします。お客様所有物の故障は出張費・修繕費用等をご負担いただきます。

●貸与物を紛失、毀損された場合は機器補償金を申し受けます。

●お客様ご自身による貸与物の移動・取り外しは固くお断りいたします。ご希望の場合は指定工事業者にて行い、工事費用をご負担いただきます。

## ○解約

●解約は月単位で受付いたします。(光デンワ除く。)

●解約工事費が必要です。詳細については総合パンフレットをご確認ください。

●解約工事費はサービス利用期間に応じて金額が異なります。

●引込線・貸与物および付属部品は撤去させていただきます。なお、お客様の了承のうえ、引込線は残置することがあります。テレビのご視聴にはアンテナの設置が必要となる場合があります。

●原状回復(アンテナの設置、宅内配線の撤去等)は行いません。ご希望の場合は、実費を申し受けます。

契約事業者 及び連絡先	株式会社ケーブルテレビ富山 (登録番号:第198号,代理店届出番号: E1900234) 富山市桜橋通り3-1 富山電気ビル新館3階 お客様相談窓口:0120-493-530 技術サポ ート:0120-381-092 電話受付時間:900~17:00 (上記時間以外、土曜・日曜・祝日・年末年始 は時間外受付に転送) URL: <a href="https://ctt.ne.jp">https://ctt.ne.jp</a> メール: <a href="mailto:info@ctt.ne.jp">info@ctt.ne.jp</a>
ケーブルプラス 電話役務提供者	KDDI 株式会社 〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目3-2 KDDIビル  JCOM 株式会社 〒105-0005 東京都千代田区丸の内トラスト タワーN館
ケーブルライン 役務提供者	ソフトバンク株式会社 〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号
当社提供 サービス	●光テレビ ●光ネット (FTTHインターネットサービス) ●光デンワ/ケーブルプラス電話・ケーブル ライン (IP電話サービス) ●ケーブルスマホ MVNOの携帯電話サービス及び MVNOの期間拘束のない無線インターネット 専用サービス ●ミタスト Air (BWAアクセスサービス) ( )内は電気通信事業法での電気通信役務種 別名